

互 助 会 N E W S 【 6 月 号 】

令和7年6月12日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、令和7年6月16日（月）です。

互助会からの給付がある方には、ハガキの「給付金送金明細書」でお知らせしています。

◎「無給付者褒賞金」について

令和6年度中に下記「給付事業」の給付を受けなかった会員は、今年度の「無給付者褒賞金」が該当になり、5,000円を給付します。互助会の給付記録データを基に該当者を確定し自動給付しますので、請求は不要です。

給付事業 (令和6年度)	医療費補助金、入院見舞金、死亡弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、 出産祝金・見舞金、入学・卒業祝金、退職慰労金、妊婦支援補助、 リフレッシュ助成、遺児給付金、育児支援金
-----------------	--

※給付事業以外の事業（厚生事業等）のみを利用した場合は、「無給付者褒賞金」は該当になります。
事業内容等の詳細は、互助会ホームページをご覧ください。

「無給付者褒賞金」の送金日は、7月15日（火）ですので、該当する会員には次回の給付金送金明細書でお知らせします。

なお、「カフェテリアプラン」の実施に伴い、「無給付者褒賞金」は今年度で終了です。

◎「カフェテリアプラン」について

互助会では、今年度から新規厚生事業として「カフェテリアプラン」を実施する旨、令和7年4月14日付け青教互第10号で各所属所長あて通知しています。

また、互助会ホームページにも概要、「カフェテリアプラン」メニュー一覧表、請求から給付までの流れ及びQ&Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。

今月は、会員のみなさまからお問い合わせが多い内容について、ご紹介します。

Q1. 「カフェテリアプラン請求書」はどこからダウンロードできますか？

A1. 請求書の受付期間が令和7年10月1日からとなっているため、請求書の様式は、令和7年9月中に送付することとしています。（互助会ホームページにも掲載します。）

Q2. メニュー一覧表に記載のメニューを組み合わせで請求できますか？

A2. メニューの組み合わせ可能です。

限度額の7,000円に達するまで、請求できます。

Q3. 宿泊した場合の補助は、これまでの「施設利用補助」のように1泊につき1,000円までか？

A3. 1泊あたりの制限はありませんので、例えば宿泊代が10,000円であれば、7,000円をカフェテリアプランで補助できます。

ただし、出張・修学旅行の宿泊については、対象外となります。

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

「互助会NEWS」は、互助会ホームページからもご覧いただけます。（バックナンバーを含む。）

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



互助会ホームページ

所属内でご閲覧ください